○冬山登山の事故防止について

（昭和41・11・22
健教第775号教育長通知）

各高等学校長
各教育事務所長
各市町村教育委員会教育長
各県内山岳連盟団体長

このことについては、最近登山人口の激増にともない、いたましい事故も年々増加し、そのあとをたたないことはまことに憂慮にたえないところであります。

幸い、本県におけるこの種の事故は関係者のご努力によりきわめて少ないのでありますが、本年もすでに冬山登山の時期に入り遭難事故の発生も予想されますので、貴管下の生徒および関係団体の登山者に対し指導の強化をはかると共に、下記事項を周知徹底して事故防止の万全を期されるよう願います。

とくに、高校生の冬山登山は、体力、技術、判断力などの点から冬山における安全を確保することは、はなはだ困難であると思いますので、高校生の登山は夏山を中心として行ない、冬季積雪期における登山については極力さけることを原則とする。若し実施するにしても安全確保を基本条件として経験豊富な指導者のもとで、かなりの基礎訓練をつんだものを対象に安全確保のできる場所で基礎的技術訓練にとどめるよう慎重な態度でのぞむものとする。無届けの生徒の登山、ＯＢとの合同登山などは、絶対に禁ずるべきでその指導の徹底を期するようよろしく願います。

なお、高等学校において冬山登山訓練を実施する学校においては、次により別紙様式で、予め計画書を県教育委員会健康教育課に提出し、承認をうけるものとする。その際様式以外の登山細案も添えるようよろしく願います。

なおまた、この期日までに提出しない登山はいかなる計画であろうと承認しかねますのでご承知ください。

(1) 12月～２月末日間に実施する学校は11月末日までとする。
(2) ３月～５月末日間に実施する学校は２月20日までとする。

記

1 11月～５月末日頃までを冬山登山の要注意期間としてとくに留意することが必要である。
2 山岳部、山岳団体に所属していないものの無届登山は絶対に止めること。
3 冬山は夏、秋、春の山で基礎技術を体得し、そのうえ経験豊かな指導者の統制ある指揮のもとでなければ行なつてはならない。
4 計画、装備、食糧、トレーニングは最悪の状態にも対処できる余裕をもつて準備するようにすること。
5 気象の変化は、ラジオ、トランジスター等により常に細心の注意を払い、判断にはさらに慎重と冷静さをもつようにすること。
6 計画書は、その写しを家庭、学校、職場等におくとともに、早めに必ずもよりの警察、山岳連盟、地元遭難対策協議会等に提出することを義務とすること。
7 冬山はいつでもなだれのおこる危険性があるので、降雪中とその翌日は行動を中止するようにすること。
8 いかなる登山であつても、経験、技術、体力を無視するような行動、競争意識による軽はずみな行動は厳につつしむこと。

（昭和41年11月22日付健教第775号通達によるもの）

高校生冬山登山実施の範囲　（昭和41年12月）

1 冬山登山安全確保の基礎訓練内容
(1) 冬山登山要注意期間は11月末～５月末までとする。
(2) 基礎訓練内容は、炊事、凍傷予防、装備使用法、靴の手入れなどの生活技術訓練および気象、テント訓練、積雪上の歩行技術訓練とする。
(3) アイゼン、ザイルを必要とする登はんは実施しないこと。
(4) スキーツアーは、指導者のよく知つているコースで半日で往復できるところを選んで行なうこと。
(5) 冬山登山の１日の行動時間は６時間以内とする。
(6) 12月から２月末までの縦走登山は実施しないこと。
(7) 宿泊日数は３泊４日を限度とする。
(8) 冬山登山の訓練地は、県内の山岳にとどめる。とくに委員会で許可した地帯とする。

2 指導者
指導者の責任は、学校教職員にして５年以上冬山登山の経験をもつか、登山指導員（全日本、県）の資格を有しているものとし、たえず実際活動を行ない、体力、経験、技能の豊かなものとする。

3 参加者
(1) 参加生徒は技術、体力、経験をじゆうぶん有するものとする。
(2) 参加生徒は、事前に必ず健康診断を実施するものとし、その結果健康なものとして、不適者は参加させないこと。

4 準　備
(1) 事前に調査を克明に行ない、余裕を残した無理のない計画を立てること。また、事前に必ず準備会を開き、登山についての知識ならびに諸注意を与えること。
(2) 生徒の装備、食糧は万全を期して荷物の負荷量は過重にならないこと。
(3) 事前に気象状況を研究しておくこと。

5 冬山登山要注意期間に登山計画を実施する場合には、次の期日までに承認申請書を県教育委員会に所定の様式によつて提出すること。
(1) 11月末～２月末日間に実施する場合　11月20日までにする。
(2) ３月～５月末日間に実施する場合　２月20日までとする。
（注）

夏山登山の実施の範囲　（昭和40年７月）

1 夏山登山の宿泊日数は４泊５日を限度とし、長くても予備日を入れて７日を越えないようにすること。また、１日の行動時間は８時間を上まわらないこと。
2 登山地はできるだけ県内の山岳地帯で行なうことにするが、地域の地理的実情によつては隣接県の山岳地帯で実施してもよいが、その場合その県の登山条例によつて禁止されているところでは実施しないこと。
3 指導者の選定は学校において行なうが、引率責任者は必ずその学校の教職員にして登山指導の経験が５年以上であり、山岳連盟の指導員の資格をもつか、県教委主催の登山指導者講習会に参加したものであること。（校内に適任者がいない場合に他校の登山指導者に協力依頼してもさしつかえないが、その場合でも必ず自校の教員１名は附添うこと。）
4 参加者、準備等の事項は冬山登山実施の範囲と同様とする。
5 夏山登山で夏季休業中に実施する計画は、６月末日までに県教委に所定の様式で承認申請し承認をうけること。夏季休業中以外に実施する場合は、実施日の２週間前までに承認申請書を提出すること。